

## 行政処分状況について(処理業者)

※ここでいう「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。),「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号)のことです。

令和7年2月6日現在

NO	名称	代表者	住所	許可番号	許可の年月日	許可の有効期限	許可の区分	事業の範囲	処分内容	処分年月日	理由
1	井上 亮		山梨県甲斐市富竹新田533番地	01901241632	令和6年7月25日	令和11年7月24日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず、がれき類 以上9種類(石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和7年2月6日	法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。
2	三枝 信		山梨県笛吹市石和町上平井560番地4	01902233470	令和5年3月28日	令和10年3月27日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和6年1月11日	法第14条の3の2第1項第5号に該当したため。
3	有限会社藤久	勝又 均	静岡県沼津市旭町103番地	01900043033	令和5年2月13日	令和10年2月12日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和5年11月9日	法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。
4	株式会社トータルサポートTOMITA	富田 陽一	山梨県甲府市朝氣三丁目18番3号	01901165110	平成30年5月28日	令和5年5月27日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和5年7月14日	法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。
	株式会社トータルサポートTOMITA	富田 陽一	山梨県甲府市朝氣三丁目18番3号	01951165110	令和4年3月5日	令和9年3月4日	特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	感染性廃棄物 以上1種類	取消	令和5年7月14日	法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。
5	有限会社杉山興業	杉山 拓	山梨県中央市山之神2311番地の6	01901137082	平成29年7月26日	令和4年7月25日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和4年7月7日	法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。
6	有限会社グリーン開発	菊島 けさ美	山梨県甲府市善光寺二丁目15番18号	01902126069	令和3年3月3日	令和8年3月2日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和4年1月19日	法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。
	有限会社グリーン開発	菊島 けさ美	山梨県甲府市善光寺二丁目15番18号	01922126069	令和3年3月20日	令和8年3月19日	産業廃棄物処分業	木くず 以上1種類	取消	令和4年1月19日	法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。
7	有限会社環境システム	小侯 孔希	山梨県甲府市増坪町216番地10	01901130959	平成28年10月4日	令和3年10月3日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(※)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(※)、がれき類(※) 以上14種類(※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。)	取消	令和3年9月28日	法第14条の3の2第1項第5号に該当したため。
8	株式会社KOHWA	岸 備	神奈川県相模原市中央区南橋本四丁目3番27号	01900057247	平成31年2月20日	令和6年2月19日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず 以上6種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和3年9月16日	法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。
9	石井建設株式会社	石井 敬二	山梨県上野原市桐原63番地	01905097654	平成29年8月30日	令和4年8月29日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	廃プラスチック類(※)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)&及び陶磁器くず(※)、がれき類(※) 以上7種類(※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含まない)	取消	令和3年3月30日	法第14条の3の2第1項第1号に該当したため。

## 行政処分状況について(処理業者)

※ここでいう「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 )、「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号)の事です。

令和7年2月6日現在

NO	名称	代表者	住所	許可番号	許可の年月日	許可の有効期限	許可の区分	事業の範囲	処分の内容	処分年月日	理由
10	株式会社岡建	岡田 真由	山梨県南巨摩郡南部町本郷706番地12	01903172971	平成30年7月22日	令和5年7月21日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。 )及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和2年11月9日	法第14条の3の2第1項第2号に該当したため。
11	株式会社プロジェクト	小池 洋一	山梨県南アルプス市飯野新田537番地1	01901183685	平成27年6月10日	令和2年6月9日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類(※)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類除く)及び陶磁器くず(※)、がれき類(※) 以上9種類(※印があるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。)	取消	令和2年5月21日	法第14条の3の2第1項第5号に該当したため。
12	株式会社李勸JAPAN	山崎 幸江	東京都中野区東中野五丁目23番12号	01900176973	令和元年6月12日	令和6年6月11日	産業廃棄物収集運搬業(積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。 )及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。)	取消	令和2年3月9日	法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。